

消費生活緊急情報

第64号

平成28年9月14日

健康相談会のはずが高額な健康食品を勧められた!? ポスティングされたチラシには要注意

一部地域で健康相談会を実施する旨のチラシがポスティングされ、会場へ出向くと、薬剤師を名乗る人物の講話や相談のあと、最後に健康食品を紹介され、高額な健康食品等の購入を勧められたといった相談が寄せられています。

その場の雰囲気ですべて決めてしまわずに、高額な商品等を勧められても、いらないものはキッパリと「いりません」と断りましょう。

不審に思ったり、契約トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や
局番なしの「188」

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(平日・日曜 9時から17時まで)

〇〇市(町村)消費生活センター